

国民年金第1号被保険者の産前産後期間中の保険料免除 平成31年4月スタート

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

☆国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含む）。

☆対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

☆申請方法

申請書（平成31年4月1日から年金事務所または役場窓口に備え付けます。）を、住民登録している市町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください。

提出は、出産予定日の6カ月前から可能です。（ただし、提出できるのは平成31年4月からです。）

- ・ 出産前に申請する場合には、母子健康手帳など出産予定日が確認できる書類を持参ください。
- ・ 出産後に申請する場合は、役場窓口にて出産日を確認できるため原則不要となりますが、申請者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類を持参ください。

☆その他

- ◎産前産後免除は、法定免除や申請免除よりも優先されます。
- ◎任意加入の期間は、産前産後免除は適用されません。
- ◎産前産後免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。
- ◎産前産後期間の国民年金保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。
- ◎産前産後免除期間の保険料を前納している場合などは、該当月の保険料が還付されます。

☆たとえば・・・

例1：平成31年2月出産の場合

平成31年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	前月	出産月	翌々月						
国民年金保険	納付義務	納付義務	納付義務	免除	納付義務	納付義務	納付義務	納付義務	納付義務
付加保険料	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能
評価	保険料納付済期間								

例2：平成31年6月出産の場合

平成31年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
					前月	出産月	翌々月		
国民年金保険	納付義務	納付義務	納付義務	納付義務	免除	免除	免除	免除	納付義務
付加保険料	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能
評価	保険料納付済期間								

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166） 告知端末機：5-8813